

広島県告示第六百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

吉田地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

				福山市	市・区
春日町	日吉台一丁目			春日町	町
吉田				吉田	大字
西北方				大町	字
一〇二〇番二	二八五番	二八四番	二五〇番	一〇一九番二	地番
標柱七号	標柱五号及び六号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号	標柱番号